

現指名停止業者一覧(建設工事関係)

令和8年4月20日更新

業者名	指名停止理由及び該当事項	指名停止期間
7-4 日本交通技術株式会社	<p>日本交通技術株式会社は、他社と共同して、特定跨線橋点検等業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定跨線橋点検等業務の取引分野における競争を実質的に制限するなど、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたことによる(令和7年12月19日 公正取引委員会より公表)。</p> <p>基準第12号(独占禁止法違反)</p>	令和7年12月26日から 令和8年6月25日まで 6か月
8-1 株式会社東部電気	<p>株式会社東部電気は、令和8年2月25日に代表者を変更したにも関わらず、令和8年3月12日に公告を行った山形県県土整備部下水道課発注工事において、県に変更届を提出せず、令和8年3月17日に旧代表者名で一般競争入札参加資格確認申請書を提出したため、入札参加資格を有しない者の行った入札参加となったことによる。</p> <p>基準第1号(虚偽記載)</p>	令和8年4月21日から 令和8年5月20日まで 1か月